第3回国土交通省独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会

平成16年12月7日

【白井調整官】 定刻になりましたので、ただいまから第3回独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会を開催いたします。本日は委員の皆様方にはご多忙の中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。都市再生機構連絡調整室調整官の白井でございます。よろしくお願いいたします。

本日は当分科会委員8名中、現在5名の委員のご出席をいただいておりますので、国土 交通省独立行政法人評価委員会令に定める会議の開催に必要な定足数を満たしております ことをご報告させていただきます。なお、白石委員、嶌委員、浅見委員はご都合により欠 席でございます。

議事に入ります前に山本住宅局長より一言、ごあいさつを申し上げます。

【山本住宅局長】 住宅局長の山本繁太郎でございます。委員の先生方には、師走の大変お忙し中、お繰り合わせご出席いただきまして、ほんとうにありがとうございます。きょうは3回目の分科会でございます。中期目標、中期計画をご議論いただきました第1回、第2回では、私は設立準備室長でございましたけれども、今度は住宅局長で、またいろいるご厄介になりますのでどうぞよろしくお願いします。

おかげさまで、7月1日に都市再生機構、無事スタートを切ることができました。きょうはスタートして最初の分科会として、機構の経営改善方策の一環としまして、短期借入金の運用方針の変更、中期計画の変更になりますけれども、ご審議いただきたいと思います。あわせまして、機構が発足いたしまして、独立行政法人通則法に基づきまして資産の時価評価をすることになっておりまして、その作業がこのほど終了いたしました。その作業を終了いたしましたことに伴いまして、機構といたしまして経営改善に向けた取り組みを始めることになっておりますので、そのこともきょう、ご報告をさせていただいて、ご意見を賜りたいと考えております。経営改善方策につきましては、17年度予算そのものと、それから来年、通常会に立案します法律の策定にも大いにかかわるところでございますので、忌憚のないご意見を賜りまして、間違いのない準備をしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【白井調整官】 続きまして、議事に進ませていただく前に事務局でございます国土交

通省及び都市再生機構の出席者をご紹介させていただきます。

山本住宅局長でございます。小神土地・水資源局長でございます。

【小神土地・水資源局長】 小神です。

【白井調整官】 伊藤住宅局総務課長でございます。

【伊藤住宅局総務課長】 伊藤でございます。

【白井調整官】 服部土地政策課長でございます。

【服部土地政策課長】 服部でございます。

【白井調整官】 石井まちづくり推進課長でございます。

【石井まちづくり推進課長】 石井でございます。

【白井調整官】 三輪民間事業支援調整室長でございます。

【三輪民間事業支援調整室長】 三輪でございます。

都市再生機構でございます。伴理事長でございます。

【伴都市再生機構理事長】 どうぞよろしくお願いします。

【白井調整官】 小川副理事長でございます。

【小川都市再生機構副理事長】 よろしくお願いいたします。

【白井調整官】 田中経理資金担当理事でございます。河村経営企画部長でございます。

【田中経理資金担当理事】 田中でございます。

【河村都市再生機構経営企画部長】 河村でございます。よろしくお願いします。

【白井調整官】 木場政策評価官でございます。

【木場政策評価官】 木場でございます。

【白井調整官】 それでは議事に進ませていただきます。小林分科会長、議事進行についてよろしくお願いいたします。

【小林分科会長】 議事を進めさせていただきます。委員の方々、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

前回、第2回のときには来年度あたりにというお話もございましたけれども、急遽、第3回を開催させていただきます。また、本日も多数の傍聴の方にお越しいただいておりますが、前回、お諮りしましたように、分科会及び資料につきましても公開とさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

最初に事務局から資料の確認をお願いいたします。

【白井調整官】 それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料をごらんください。一番上に議事次第、次に座席表、委員会名簿、配付資料一覧と続きまして、資料1-1は「中期計画の変更について」でございます。資料1-2は「中期計画(案)新旧対照表」でございます。資料1-3は「中期計画(案)」でございます。資料2は「独立行政法人都市再生機構の資産評価と経営改善に向けた取組みについて」でございます。よろしゅうございますでしょうか。

お願いいたします。

【小林分科会長】 きょうは中心的な議事が2つございます。第1の議事、「独立行政法 人都市再生機構の中期計画の変更について」であります。

独立行政法人の中期計画の変更は、作成時と同様に主務大臣の認可を受けなければいけないことになってございます。また、認可に当たっては当分科会の意見を聞くこととされてございますので、この審議をさせていただくということでございます。

それでは、中期計画変更案につきまして事務局からご説明いただきたいと思います。

【宿本専門官】 住宅局民間事業支援調整室の宿本でございます。ご説明を申し上げます。

資料1-1をごらんください。今回の変更は後ほど、議事の2でご説明いたします、機 構の経営改善に向けた取り組みの一環として、短期借入金について運転資金として機動的 に運用し金利の低減を図るといったものでございます。短期借入金につきましては、中期 計画にその限度額を定めまして、この範囲内であれば機構の自主的な判断で機動的に借り 入れが可能になっているところでございます。都市再生機構設立時の7月時点では、資料 1 - 1の「想定される理由」の に記載してございますように、「予見しがたい事由による 一時的な資金不足への対応」ということで1,400億円と規定しております。今般、理由 に記載していますように、運転資金としての機動的な資金調達を行うために増額を予定 しているものでございます。機構の短期借入枠の裁量を広げまして機動的な調達を認める 一方で、主務大臣といたしましては償還が確実に説明できるといったことの担保が必要で ございます。今回、想定している運転資金につきましては、基本的に家賃収入ですとか譲 渡収入等で償還することになります。したがって、最も事業収入の多い3月の事業収入で 償還ができればよいと考えます。過去5年間の3月の事業収入を見ますれば、最低でも3. 200億円の事業収入がございますので、今回、3,200億円の増額といたしまして、合 計の限度額を4,600億円とするものでございます。 これによりまして、いわゆる資金の だぶつきといったものを防ぎまして効率的な資金調達が可能になってまいります。

機構では今年度、9月末より既にこの短期借入金を活用いたしまして、12月までの実質2カ月程度の期間で延べ1,280億の借り入れを行っております。これはもちろん8日ですとか10日ぐらいの借り入れを起こして、もう既に償還をしているわけですが、実際のところ今、金利は非常に低金利でございますので、0.1%ぐらいの超低金利で調達をしております。1,280億円を1週間から10日程度、借り入れて、利払いが230万円程度になっておりまして、利払いも非常に軽減されますし、資金効率も高まるということでございます。

今後、今回の限度額の増額とあわせまして、運転資金としての活用を積極化してまいります。これから年度末に向けて機構の資金需要はどんどん高まってまいります。そういった中で資金効率を高めることで、数億円オーダーの利払い軽減も期待されるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【小林分科会長】 ただいま、第1の議題でございます中期計画の変更、具体的には短期借入金の限度額の変更についてご説明がございましたので、これについてご審議いただきたいと思います。いかがでしょうか。ご質問、ご意見があればいただきたいと思います。

先ほどご説明がございましたように、3,200億円という額が、これまでの経緯から機構が、一番資金需要がある3月期に最低でも確保できる額である。従来の1,400億プラス3,200億、都合4,600億円に限度額を変更する。そのことによって運転資金としての機動的な運用をできるように図るということでございます。

特にご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この議題については皆様のご了承をいただいたものとさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは議事2に移りたいと思います。議事2は独立行政法人都市再生機構の資産評価 と経営改善に向けた取り組みでございます。ご説明をお願いいたします。

【三輪民間事業支援調整室長】 民間事業支援調整室長の三輪でございます。どうぞよるしくお願いします。

資料2をお手元におとりいただきたいと思います。

見開いていただきまして、色つきの図が2つ並んでございます。都市再生機構の開始バランスシートの概要図がございます。右側の図が開始バランスシートでありまして、先月の25日に国土交通省に設けられました資産評価委員会で決定された旧都市公団と旧地域

公団からの承継資産の評価結果を受けまして作成されたバランスシートを概要図化したものでございます。機構の発足に当たりましては、承継資産につきまして時価評価をすることになっておりましたが、国土交通大臣が任命しました不動産鑑定士の方2名、公認会計士の方1名の専門家を含めます7名の評価委員が第三者の民間精通者によります評価等をもとにお決めいただいたものでございます。この開始バランスシートは、その評価額を含めまして独立行政法人の会計基準等により作成されております。

これは従来のバランスシートと科目等の表示が異なりまして、直ちに新旧の対象ができるものではございませんが、ここでは従来の事業別に再整理をいたしまして概要図化してございます。この両者の図の比較から見ますと、茶色のニュータウン整備のところでございますが、近年の地価の下落状況等により整備資産に大幅な含み損が生じている一方、上の青の賃貸住宅では特に昭和30年代、40年代を中心としまして、土地に含み益があったこと等によりまして、右の図の開始バランスシートの下の欄にありますように、資本金が約8,600億円のところ、欠損金が生じたことによりまして、約1,300億円を残しまして、結果債務超過には至っていないという状況になっております。このような状況でございますが、約7,300億円の欠損金が生じていることにつきましては今後の機構経営にとりまして重く受けとめるべきものと認識しております。機構の発足に当たりましては、業務運営に関します中期目標を指示しまして、これを受けて機構におきましては、中期計画を作成しておりますが、今回の結果を踏まえまして事業計画全体の一層の見直し、ニュータウン事業用地の早期処分の促進等、欠損金の解消に向けまして経営の改善に鋭意、取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

この後、ご説明いたしますが、機構におきましては今回の結果等を受けまして、経営改善に向けての取り組みにつきまして取りまとめることにいたしました。このうち、必要な予算措置につきましては、今後予算編成に向けまして財務省と調整してまいることにしております。なお、所要の予算措置等が講じられることになりましたならば、今後、再度、中期計画の改定を行う必要が出てくるものと考えております。

それでは以下、機構の具体的な経営改善に向けた取り組みにつきまして、機構の河村経営企画部長よりご説明をいたします。

【河村都市再生機構経営企画部長】 河村でございます。それではご説明をいたします。 同じ資料の2ページ目をお開きいただきたいと存じます。大きな でございますが、「経営改善に向けた取組み」の中の最初、「1.キャッシュフローの改善」でございます。その

中の といたしまして「販売収入・家賃収入等の確保」でございまして、例えばその下に ございますような から まで、例えば でございますと「譲渡方法の多様化」ということで、例えば信託方式を使いました販売方法、あるいは入札方式の拡大を図っていきたい と考えております。 の再開発事業につきましては、事前に民間の事業者のニーズを把握 いたしまして、民間事業者の円滑な参画を求められるような素地づくりをしていきたいと 考えてございます。 でございますが、「新たな入居制度の導入」でございます。賃貸住宅 につきまして、例えばハウスシェアリングということで、単身者が複数でシェアをしていただく。あるいはマルチハビテーションということで、2つ目の住宅としてお使いをいた だくというニーズにも対応していきたいと考えているわけでございます。

その下の でございますけれども、「事業コスト・管理コストの削減等」でございますが、 事業コストの削減につきましては、設計・仕様の見直し、あるいは積算方法ということで 歩掛りを用いない施工単価方式を拡大する。あるいは発注方法の見直しということで発注 のロットの拡大を図りまして、コストの削減に努めたいということでございます。

その右の賃貸住宅管理コストの削減でございますが、修繕の仕様、積算方法の見直し、 改良・改善にかかりますものにつきましては、団地の特性に応じて費用対効果を勘案しつ つ重点化をしていきたい、柔軟に対応していきたい。さらに現地の管理業務につきまして、 民間事業者への委託を引き続き実施するとともに、現在、やっておりませんが、既存団地 につきましても、これを段階的に拡大をしてまいりたいと考えております。

その下の でございますが、「不採算事業の見直し等」でございます。これはもう言うまでもないことでございますが、不採算事業の徹底した見直しを図ってまいりたいと考えております。特に新規投資・追加投資、いずれにおきましても、キャッシュフローの範囲内で投資することは当然でございますが、それに加えまして採算性を考慮した上でさらに重点化を図っていくことも考えてまいりたい。

それから、「事業リスク管理の徹底」でございます。まだ続きます地価下落リスクへの厳格な予測を立てますことは当然でございますけれども、それ以外にも地方公共団体等、関係者との約束事項がきちんと履行されるような見通しを持って事業をする。あるいは事業採算の見通しを図る際にも、NPVという定量的な把握の管理の仕方も既に導入させていただいているということでございます。

3ページに移っていただきます。今度は「バランスシートの改善」でございます。これはもうひとえに保有資産の売却促進に尽きるわけでございます。販売用不動産の早期売却

ということで、ニュータウン業務については抜本的に見直しをしたいと考えております。 下のところでまたご説明を申し上げます。さらに のところで、私どもは割賦払いで宅地 等をお客さんにお買い上げいただいておりますが、その割賦の債権を証券化等の手法によ りまして売却をし、資金回収を図るということもしていきたい。

さらに右側に行きまして、定期借地でお貸しをしている土地が随分ございますけれども、 これも賃貸資産としてずっと持ち続けますとバランスシートが重くなりますので、これを 証券化等の手法によりましてオフバランスをしていく。さらには再開発の床として持って いるものの売却の促進、職員宿舎等の売却も鋭意、図ってまいりたいと考えております。

最大の問題でございますニュータウン業務につきましてでございますが、下のポンチ絵にございますように現在5,100ヘクタールほどが大都市圏についてございます。これを現在の中期計画等の中で予想しております20年で完了というものを、基本的に10年で投資を終わりまして処分の見通しをつけたいと考えてございます。その下の表にございますように従来、なかなか処分の見通しがついていなかった一番下の薄い茶色、あるいは薄いグリーンのところ、700ヘクタール、500ヘクタールとございますけれども、これはいわゆるほとんど投資をしても最終製品化の形で売る見通しがつかないものでございますが、こういうものはCの分類、薄い茶色の部分は、虫食い状態で機構が買っております土地を集約化をいたしまして大区画化して売却をする。あるいはDの薄い緑の部分は素地のままで処分をする。上のほうの比較的優良な土地につきましては適正な投資を行う、あるいはBの部分は法定事業のみ、例えば都計道路について投資をすることに抑えた上で最終処分をするということでございます。10年後の平成25年度末、右側のところにございますが、薄い水色のところの700ヘクタールを除いてすべて処分をするという計画で、4.400ヘクタールの処分をしてまいりたいと考えております。

4ページ目でございます。さらに「バランスシートの改善」でございます。現在、財務 省と住宅局等で細部を詰めていただいておりますけれども、基本的にこんなスキームで支 援策を検討していただいているということでございます。財投の繰上償還でございまして、 基本的にニュータウン部門の早期処理を行うために、下の絵をごらんいただきますと現行 は1つの勘定で構成されておりますが、これを右側のように特別勘定と一般勘定に勘定を 2つに分けまして、特別勘定にはニュータウン整備の資産を負債と見合いでバランスシートを持ってきます。これにつきましては、その前の3ページでご説明申し上げましたよう に10年でめどをつけるということで早期終了を図る性格の勘定として位置づけたい。し たがって、この勘定におきましては今後、財投資金を活用しない方向で繰上償還をさせて いただく。

その繰上償還の財源でございますが、上の囲みの2つ目の のところにございますが、1つはもちろん宅地分譲の資金を使う。あるいは先ほど申し上げました割賦の債権の譲渡、事業用の定期借地の証券化。こういうもので得たお金で繰上償還をして、さらに といたしまして民間借り入れ、財投機関債の発行で資金調達をいたします。これも財源といたしまして繰償を行うということでございます。そういたしますと、この特別勘定で一生懸命、資産を売り、民間からの資金の調達をして繰上償還にすべて回しますので、短期的にはニュータウン整備の部門で必要な投資額に必要な資金が少し投入できなくなるおそれもございますので、3つ目の にございますように円滑な資金繰り、資金確保のために期間を限りまして政府保証をつけていただくということも同時にご検討いただいているということでございます。

一般勘定のほうは賃貸住宅、あるいは再開発等の資産 1 3 . 8 兆でございます。これは従来の方針どおり、フルセット型から民間の投資を誘発するバックアップ型への転換という方向で運営をしていきたい。したがいまして、これはもちろん引き続き財投等はおつき合い願う勘定になるわけでございます。

5ページ目でございます。さらに「バランスシートの改善」でございます。先ほどの最初の議題にもございましたように、短期の借入金の限度額を増やしていただくということで、短期借入金が非常に融通しやすくなることを含めまして、トータルとしての財務コストの削減を図る。非常に長期のニュータウン事業の早期収束を図りますと同時に、比較的足の短い事業、再開発事業、土地有効利用事業というものにつきましては、それに応じた資金の調達をしていきたいということでございます。

経営改善の3つ目、その下、「組織のリストラ」でございますが、人員の削減でございます。整理合理化計画の閣議決定時、平成13年には機構全体で5,000人でございますが、現在の中期計画では、これから5年後、平成20年度末に4,000人にするという計画にしてございます。さらに、その次の中期計画、25年度末にはおおむねさらにそれの2割減を目指すと考えてございます。さらに人件費、物件費等の削減を行いまして、現在の中期計画で一般管理費15%減という目標を掲げてございますが、さらに20%まで頑張りたいと表明させていただいているところでございます。

以上の改善策を前提にいたしまして最後、大きな 番の「中長期的な経営改善見通し」

でございます。繰上償還、資金の調達方法の多様化によりまして、財務体質を強化いたします。それによりまして、金利負担が軽減されますとともに、同時に今後の金利リスク、地価下落リスクにも耐え得る財務体質ができるのではないかと考えております。その結果といたしまして、その下でございますが、先ほどバランスシートをごらんいただきましたけれども、7,300億円の繰越欠損金を3期の中期計画、したがいまして平成26年から5年間の期間中を目途にニュータウンの用地の処分を完了しますとともに、繰越欠損金の相当部分、回収をしてまいりたいという見通しを立てさせていただいているところでございます。

雑駁なご説明でございますが、以上でございます。

【小林分科会長】 それでは資料 2 「都市再生機構の資産評価と経営改善に向けた取組みについて」、ご説明いただきましたので、これについてご質問、ご意見があればいただきたいと思います。 どこからでも結構ですのでお願いします。 いかがですか。

【黒田委員】 ニュータウン整備事業の時価評価額が3兆2,000億円ございますね。 【小林分科会長】 1ページですね。

【黒田委員】 はい。一方、負債が全部で17兆ございますけれども、ニュータウン整備事業に関連した借入金はどれぐらいあるのでございましょうか。

【河村都市再生機構経営企画部長】 これは今後、先ほど申し上げました一般勘定と特別勘定に分けましたときに、その資産に見合いましてどういう負債をその勘定に張りつけるかという議論を財務省との間でしてまいりますけれども、おおむね、この特別勘定の3.7兆から資本金、あるいは未成原価といったものをマイナスしました額が負債額として計上されると予想しております。それはおおむね3.3兆から4兆という感じで見ております。

【黒田委員】 これを想像するに、時価評価前ですと約6兆円あるわけですね。投資ベースだと思いますけれども、ニュータウン整備事業は5兆9,300億円ですね。これが時価評価をすることによって3兆200億円になった、資産評価額がそれだけ減額したということですね。そうすると、ニュータウン整備事業に見合う借入金はやはり最初の投資ベースの5兆9,000億レベルぐらいあるのかなと想像するんですが、仮にそうした場合には、基本的にはどんどんスリム化していって資産処分を進めていって、債務を弁済していくというスキームだと思いますけれども、その場合の逆ざやになっている部分ですね。これは賃貸住宅管理事業、あるいは既成市街地整備ですか。こういったところの収益、あるいは分譲による収入、こういったものでカバーをしていくことになるのでしょうが、それ

を考えても約10年間で7,300億円の欠損を償却していくのはかなり厳しい計画なのではないかという感じがするのですが、いかがでしょうか。

【河村都市再生機構経営企画部長】 先ほどご説明申し上げましたように、私どもの資産売却の努力に加えまして、財投資金の繰上償還を認めていただくことを今、ご検討いただいているわけでございます。そういたしますと、昔にお借りした比較的金利の高いものをノーペナルティーでお返しをすることができることになります。したがいまして今後、繰上償還がない場合の金利負担額と比べまして、相当軽減されることが予測されるわけでございます。その部分で、先ほど申し上げましたように地価下落リスクを踏まえての欠損金の解消に回せる利益を出すことができると試算をしているところでございます。

【黒田委員】 わかりました。

【小林分科会長】 よろしいですか。4ページの財投資金の繰上償還がこのような仕組みの大きな要因になっていて、これはまだ「今後調整」と書いてございますけれども、鋭意、住宅局を中心に財務省と協議しているようでございます。

ほかにいかがでしょうか。

私のほうからちょっとお聞きしたいんですけれども、今のお話ですと財投繰上償還が非常に大きく効くんですけれども、もう一歩、やはりニュータウンの用地をさまざまに処分していかなければいけません。10年かけてかなりの営業努力をやらなければいけない。一方で、リストラでニュータウン部門の人をどんどん減らしていく話になっていまして、その辺の関係はうまくつじつまが合うのかどうか。

【河村都市再生機構経営企画部長】 組織定員のことでございますね。5ページにございますように、5ページの真ん中の人員削減のところで今、会長がご指摘のようにニュータウン部門でどんどん人を減らしていって、しかも特別勘定のニュータウン部門の資産売却を今よりも相当、アクセルを踏まなければいけないというご指摘でございますが、確かにニュータウン部門の組織人員は投資が相当減ってまいりますので、このように落としてまいりますけれども、別途、既に宅地部門とか住宅部門を統合いたしまして、実は横断的な販売本部を既に立ち上げております。したがって、そこを少し強化することによって、この宅地部門の販売に支障のないように体制は十分、とっていきたいと考えております。

【小林分科会長】 わかりました。そういう販売に特化したセクションをつくって努力 していかれるということですか。

もう1点、ちょっと細かい議論なんですが、4ページの括弧の中の2番目に、特別勘定

の資産の処分を進めるとともに、 で「事業用定期借地の証券化」と書いてあるんですが、 ところが3ページを見ると、3ページの茶色のところに「定期借地の底地権の売却」、これ が証券化だと先ほどご説明がございましたけれども、たしか機構の定期借地には住宅用の も入っていると思うんですが、それはやらないという意味ですか。

【河村都市再生機構経営企画部長】 いわゆる住宅の定期借地も相当、今、出てきておりまして、それもやはりオフバランスをしていきたいんですけれども、何せ利回りが非常に低いということがございます。おそらく相当の工夫をいたしませんと、投資家に対する利回りすら計上できないという状況でございますので、とりあえず事業用の定期借地であれば、それなりの工夫をいたしまして証券化のスキームに多分、乗るだろうということで今、研究を進めております。それにめどがついて少し住宅の研究をすると。

【小林分科会長】 私が発言しているのは、住宅用の定期借地はむしろこれからの再生機構の1つの新しい分野になる可能性もあるので、特に住宅用の定期借地はリストラという側面からだけ考えないほうがいいのかとも思っております。その辺、ぜひこれからの機構の事業の展開とリストラとの関係を十分、吟味してご検討いただければと思っております。

【河村都市再生機構経営企画部長】 はい。承知いたしました。

【小林分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

【野城委員】 質問ではなくて意見でございます。

今、小林先生がおっしゃったことに絡むんですが、人員の削減についてなんですけれども、先日来、ただ減らせばいいというものではなくて組織として継承すべき知識、ノウハウがあると申し上げてきました。きょう、お書きになりました大変厳しい計画を進めていきますと、おそらく職員の方々が目標を失ったりすることがあります。やはり中期計画は組織としての憲章というかチャーターだと思いますけれども、この新しい行政法人そのものの職員として、自分たちは一体何をやっている組織で何が使命であるか、極めて単純なことでいいと思いますけれどもそういうチャーターをおつくりにならないと、これからの縮小均衡の中でおそらく目標を失われていろいろな混乱、考えたくないですけれども不祥事とかが起きるかと思いますので、やはり単純な縮小ではなくて、自分たちは何をやる組織であるかという憲章的なことを、どうせ厚くなればだれも見ませんので極めて簡単なものをおつくりになって、ぜひそういった側面から職員の方々が迷える子羊にならないようにご配慮いただければと思います。

【小林分科会長】 この資産評価の前後を見ると何となく賃貸住宅管理機構になりはしないかと心配なので、そうではない機構として、まさに都市再生機構ですから、そういう 役割をぜひ担っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょう。よろしいですか。

ご意見を幾つかいただきまして、それについてお返事もいただきましたし、こちらからの希望もこれに関連して申し述べましたので、ぜひそういうことも配慮して今後の機構の運営、あるいは計画づくりをしていただきたいと思います。

もし重ねてご議論なければ、以上で議事2を終了させていただきたいと思いますが、よるしいでしょうか。

それでは、今回の審議結果は独立行政法人評価委員会の規則に従いまして、評価委員会 の木村委員長にご報告することになりますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして本日の議事は終わらせていただきたいと思います。今後の議事進行、 事務局、お願いいたします。

【白井調整官】 本日はご審議、まことにありがとうございました。

最後になりますが、都市再生機構の伴理事長よりごあいさつをいただきたいと存じます。 お願いいたします。

【伴都市再生機構理事長】 本日はお忙しい中、ご審議いただきましてほんとうにありがとうございました。

7月1日に機構を発足いたしましたが、資産評価をいただきまして機構の経営体としての姿、形が確定したわけでございます。内容は、債務超過にはならないけれども繰越欠損金が7,300億という大変厳しい状況になっておりまして、私どもも気を引き締めて当たっていきたいと思っております。いろいろな努力は先ほどご説明いたしましたけれども、収入の確保とか、コストの削減とか、保有資産の売却等、いずれも今まで経験したことがないような厳しい内容で取り組む覚悟でおります。あわせて、先ほど先生方にご指摘いただきましたように、やはり縮小、縮小で職員、関係者が志気をなくす、目標を失うようなことになってはならないと思っております。ニュータウン部門なり管理部門も引き続き縮小したり、あるいはリストラを行っていくわけですけれども、やはりこの都市再生機構が本来、使命とされている都市再生の舞台、あるいは分野につきましてはまさにこれからでございます。その内容・やり方も含めていろいろな工夫をしたり、十分な努力をしたりしたいと思っております。

先生方のご指摘を十分に踏まえているいろな努力のほかに、今回はかなり抜本的な財務対策をお願いいたしております。先ほど、冒頭、局長からお話しがありましたように、これは法律改正を伴います。来年の通常国会には法律案として出されることになると思います。やはり抜本的な特別の対策をやっていただくことになるわけなので、それなりの我々の自己努力もしなければいけないと思っております。いずれにいたしましても、置かれた立場を十分に理解して、その中でもこれから明るい展望をしっかり見出し、目標を定めながら役職員一丸となって取組んでいきたいと思っておりますので、先生方におかれましては引き続きのご指導、ご鞭撻を賜りたいと思います。

本日はほんとうにありがとうございました。

【白井調整官】 ありがとうございました。

本日の審議内容等につきましては、議事要旨及び議事録を作成の上、ご出席の委員の皆様方にお諮りいたしまして、公表することとさせていただきたいと存じます。

なお、今後の分科会の開催につきましては、来年度に入ってから今回の措置を踏まえた中期計画の変更について、また夏ごろには決算のご審議とあわせまして、平成16年度の業績、業務実績の評価に関してお集まりいただくことになろうかと存じます。詳細につきましては別途、調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第3回独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

了